

シリーズ

キラリと光る 地方創生

《関川版》

「観光 ①」

9

観光振興による交流人口の拡大は、村に活力を見出すために重要な要素です。とくに「道の駅・関川」は観光拠点としての役割を担っており、施設間や産業団体と連携しながら魅力を高め、さらなる交流人口の拡大を図る必要があります。

「道の駅」入込み好調

道の駅周辺施設の入込みは年々増加傾向にあります。日帰り温泉施設ゆゑむの利用者は年間16万人を超えています。また、地産地消を促進するあ

いさい市の売上げも好調を保っており、ちぐら館（物産館）と合わせて、集客をけん引しています。

あいさい市では、冬場の販売品の確保やさらなる販売登録者を増やす取り組みを実施。手狭になっている施設の拡充も模索し、利用促進を図りたい考えです。

また村と自然環境管理公社では、道の駅周辺での滞在時間を伸ばす取り組みとして、Wi-Fi（ワイファイ・公衆無線ラン）の整備を実施。無料でインターネット接続で

きる接続ポイントを設けています。

渡邊邸集客へ節目の年

国重文・渡邊邸は平成の大改修を終え、東桂苑や歴史とみちの館にも客足が戻っています。大改修直後の一時的な伸びにしないため、魅力ある施設づくりに努めています。

今年は、渡邊家初代儀右衛門善高が下関に定住して350年。また、火災による再建棟上げをして200年、財団法人重要文化財渡邊家保存会が設立して50年という、まさに節目の年。かつては大型観光バスで賑わった渡邊邸ですが、現在は小グループや個人旅行が主流です。渡邊邸では、館内案内や喫茶コーナー設置、コンサートやお茶会としての利用など、文化財の柔軟な活用に取り組みを入れていくこととしています。

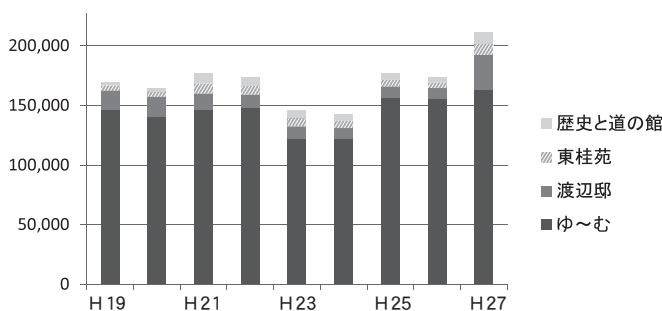
「道の駅」を産業の拠点に

村の観光振興にとって、道の駅周辺は温泉旅館と合わせてその核となっています。これからその役割を果たすた

め、いまあるさまざまな施設が連携し魅力のあるエリアとなるよう努めなければなりません。

また、道の駅に産業団体の事務所などを集約し、村の産業関係の拠点にしたいという構想が村にあります。これは、商工会や観光協会、自然環境

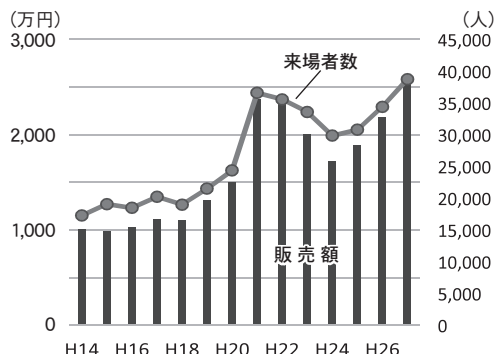
■主要施設の入込み



・平成21～26年度が渡邊邸の大改修
・3館共通券（渡邊邸・東桂苑・歴史館）は平成20年度から販売

管理公社などの団体が有機的な関係を構築し、その相乗効果に期待するものです。農業とも関連づけをして、6次産業への取り組みも助長させるねらいもあります。村では、各団体との意見交換をしながら、交流人口の拡大や産業の活性化を図りたい考えです。

■あいさい市 来場者と売上げ



・平成21年度から通年営業
・平成21・22年度は特別販売あり
* 来場者と販売額は比例してはいますが、少しずつ一人当たりの販売額が高くなっています。

「後期高齢者医療制度」のお知らせ

Vol.10 お医者さんの上手なかかり方（その2）

お医者さんにかかるとき、ちょっとした誤解や思い込みで治療が長引くことがあります。上手にお医者さんにかかれば、必要以上に医療費がかかることもありません。

かかりつけのお医者さんに相談しましょう

日常的な診療や健康管理は、かかりつけのお医者さんに相談しましょう。

普段から健康状態を診てもらい、高度な治療や精密検査が必要であるとお医者さんが判断した場合には、紹介状を書いてもらい、専門の大きな病院を受診するようにしましょう。

同じ病気で重複して受診するのは控えましょう

同じ病気で複数の病院などにかかる、医療費が高額になるだけでなく、ご自身の体にも悪影響となるおそれもあります。

重複する検査や飲み合わせの悪い薬を服用することにより、体に負担となることもあります。

夜間や休日の受診は急病や体調が悪化した場合のみにしましょう

「普通の病院は混雑しているから」という理由で夜間や休日に受診するのはやめましょう。

決められた時間以外や休日・深夜に受診すると割増料金が追加されますし、急病の方の治療に支障をきたす恐れがあります。

体調が急変したなどのやむを得ない場合を除いては、診療時間内に受診しましょう。



柔道整復師（整骨院・接骨院）の施術を受けるときの注意点

柔道整復師は医師ではないため施術の行為が限定されており、保険証が使える場合と、使えない場合があります。施術を受けるときは、負傷原因を正確に伝えましょう。

【保険証が使える場合】

- ・外傷性のねんざや打撲
- ・医師の同意がある場合の骨折、脱臼の施術
- ・応急処置で行う骨折、脱臼の施術

【保険証が使えない場合】 ※全額自己負担になります

- ・日常生活における単純な疲労や肩こり、体調不良など
- ・病気（神経痛、リウマチ、五十肩、関節炎、ヘルニアなど）による、こりや痛み
- ・脳疾患後遺症などの慢性病
- ・症状の改善がみられない長期の施術（応急処置を除く）
- ・スポーツなどによる肉体疲労改善のための施術
- ・仕事中や通勤途上に起きた負傷（労災保険からの給付になります）